

取引先各位

東武建設株式会社

消費税引き上げに関する注文書・請求書の取扱いについて

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別なご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日の消費税引き上げに関する弊社の注文書、および請求書の取扱いを下記の通りご通知申し上げます。お取り計らいのほどお願い申し上げます。

敬具

記

注文内容	【取極】注文契約書を交わす工事		
パターン	①	② 経過措置	③
注文契約日	2019年3月31日以前	2019年3月31日以前	2019年4月1日以降
引渡日	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降	2019年10月1日以降
消費税率	8%	8%	10%

経過措置適用工事について

『【取極】注文契約書を交わす工事』 → 『パターン②』が経過措置適用工事となります。

- ・注文書は消費税率8%で発行致します。
- ・2019年10月分以降の請求書も消費税率8%で発行して下さい。
- ・請求書の工事名称の欄に『経過措置適用工事』である旨を表示のうえ請求して下さい。
- ・別紙【経過措置、消費税率変更方法】を参照して下さい。

消費税率10%の請求について

『【取極】注文契約書を交わす工事』 → 『パターン③』が消費税率10%となります。

- ・注文書は消費税率10%で発行致します。
- ・2019年4月～9月分までの請求書は消費税率8%で発行して下さい。
- ・2019年10月分以降の請求書は消費税率10%で発行して下さい。
- ・2019年10月に、9月分までの請求に対する消費税差額2%の請求書を発行して下さい。
- ・別紙【消費税差額2%請求用】、【8%、10%消費税率混在用】を参照して下さい。

注文内容	【取極外】注文契約書を交わさない工事	
パターン	④	⑤
納入および完了日	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降
消費税	8%	10%

※10月分請求書に9月分請求内容が含まれる場合は、『9月分請求書(消費税率8%)』と『10月分請求書(消費税率10%)』の2部を作成する必要があります。

以上